
**3030. 輸出取止め再輸入申告・
特例輸出貨物の輸出許可取消申請
事項呼出し**

業務コード	業務名
E E B	輸出取止め再輸入申告・ 特例輸出貨物の輸出許可取消申請事項呼出し

1. 業務概要

システムで輸出許可された貨物^{*1}のうち、何らかの理由により輸出取止めとなった貨物に対して、「輸出取止め再輸入申告・特例輸出貨物の輸出許可取消申請事項登録（E EA）」業務に先立ち、輸出取止め再輸入申告または特例輸出貨物の輸出許可取消申請事項に係る情報を呼び出す。

(* 1) 以下の税関手続きで輸出許可された情報が対象

- ①輸出申告（申告等種別が「E：輸出申告」、「N：特定委託輸出申告」、「M：特定製造貨物輸出申告」または「T：特定輸出申告」がのみ対象）
- ②輸出マニフェスト通関申告

2. 入力者

通関業

3. 制限事項

なし。

4. 入力条件

(1) 入力者チェック

- (A) システムに登録されている利用者であること。
- (B) E EA業務実施前の場合

- ①輸出申告DBまたは輸出マニフェスト通関申告DBに登録されている申告者と同一であること。
- ②輸出申告DBまたは輸出マニフェスト通関申告DBに登録されている申告者と異なる場合は、申告者との業務の受委託関係がシステムへ登録されていること。
- ③特定委託輸出申告で当初申告者以外が行う場合は、申請者がシステムに認定通関業者として登録されていること。

- (C) E EA業務実施後の場合は、輸出申告DBまたは輸出マニフェスト通関申告DBに登録されている通関業者と同一であること。

(2) 入力項目チェック

- (A) 単項目チェック
「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。
- (B) 項目間関連チェック
「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

(3) 輸出申告DBチェック

入力された申告・申請番号が輸出申告に係る申告・申請番号の場合は、以下のチェックを行う。

- (A) 申告・申請番号が輸出申告DBに存在すること。
- (B) 輸出許可済であること。
- (C) 許可後変更事項登録が行われている場合は、許可後変更承認済であること。
- (D) 輸出取止め再輸入申告または特例輸出貨物の輸出許可取消申請がされていないこと。
- (E) 申告等種別が「E：輸出申告」、「N：特定委託輸出申告」、「M：特定製造貨物輸出申告」または「T：特定輸出申告」のいずれかであること。
- (F) 海上の場合、以下のチェックを行う。
 - (a) 洋上輸出で許可されていないこと。
 - (b) 本船扱い貨物に対して許可されていないこと。
 - (c) 以下の登録がされていないこと。
 - ①輸出取止め再輸入許可
 - ②輸出等許可後の手作業移行

③特定輸出許可取消

- (d) 当該申告に係る貨物が船積確認情報登録されていないこと。
- (e) 統計に計上されていないこと。（出港予定年月日を過ぎていないこと。）
ただし、申告等種別が「N：特定委託輸出申告」、「M：特定製造貨物輸出申告」または「T：特定輸出申告」のいずれかの場合はチェックを行わない。

(G) 航空の場合、以下のチェックを行う。

- (a) 「許可・承認等情報登録（輸出通関（P A E）」業務にて以下の登録履歴がないこと。
 - ①「輸出取止再輸入許可」*²
 - ②「輸出等許可後の手作業移行」
 - ③「積込港変更」
 - ④「数量変更」
 - ⑤「許可後の輸出等申告の携帯品への変更」
 - ⑥「特定輸出許可取消」*²

(* 2) 解除・取消された場合を除く。

- (b) 郵便物である旨の登録がされている場合は、出港予定年月日を過ぎていないこと。

(4) 輸出マニフェスト通関申告D Bチェック

入力された申告番号が、輸出マニフェスト通関申告に係る申告番号の場合は、以下のチェックを行う。

- (A) 入力された申告番号が輸出マニフェスト通関申告D Bに存在すること。
- (B) 輸出許可済であること。
- (C) 許可後変更申請が行われている場合は、許可後変更承認済であること。
- (D) 輸出取止め再輸入申告がされていないこと。
- (E) P A E業務にて以下の登録履歴がないこと
 - ①「輸出取止再輸入許可」*²
 - ②「輸出等許可後の手作業移行」
 - ③「積込港変更」
 - ④「数量変更」
 - ⑤「許可後の輸出等申告の携帯品への変更」

5. 処理内容

(1) 入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合は正常終了とし、処理結果コードに「000
00-0000-0000」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、処理結果コードに「00000-0000-0000」以外のコードを設定の上、処理結果通知の出力を行う。(エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。)

(2) 輸出取止め再輸入申告・特例輸出貨物の輸出許可取消申請事項登録情報編集出力処理

入力された申告・申請番号に対応するD Bより、輸出取止め再輸入申告・特例輸出貨物の輸出許可取消申請事項登録情報の編集及び出力を行う。

6. 出力情報

情報名	出力条件	出力先
処理結果通知	なし	入力者
輸出取止め再輸入申告・特例輸出貨物の輸出許可取消申請事項登録情報（大額）	以下の条件をすべて満たす場合に出力 ①輸出申告に係る申告・申請番号である ②輸出申告DBに登録されている大額・少額識別が「L」	入力者
輸出取止め再輸入申告・特例輸出貨物の輸出許可取消申請事項登録情報（少額）	以下の条件をすべて満たす場合に出力 ①輸出申告に係る申告・申請番号である ②輸出申告DBに登録されている大額・少額識別が「S」	入力者
輸出取止め再輸入申告事項登録情報（輸出マニフェスト通関申告）	輸出マニフェスト通関申告に係る申告番号である場合に出力	入力者